

全国健康保険協会 かながわ健康企業宣言ロゴ（マーク・書体）使用マニュアル

このマニュアル（以下「本マニュアルという。」）は、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）が商標権を有するかながわ健康企業宣言ロゴマークおよび認定ロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、基本的事項を定めることにより、かながわ健康企業宣言の知名度の向上及びイメージの浸透を図ることを目的とする。

1. ロゴマーク等の形状及び色彩は次の①から⑤のとおりとする。

なお、健康優良企業認定のクラスを組み合わせる際の認定ロゴマーク使用については、認定を受けたクラスのみとし、④（★4つの場合）又は⑤（★5つの場合）のとおりとする。

【ロゴマーク】



①



②



③

【認定ロゴマーク】

(★4つの認定企業の場合)



④

(★5つの認定企業の場合)



⑤

2. ロゴマーク等を使用しようとする者は、事前に全国健康保険協会神奈川支部（以下「神奈川支部」という。）宛に「(様式1)健康企業宣言ロゴマーク使用許可・変更申請書」（以下「申請書」という。）を提出するものとする。
3. 神奈川支部は、申請書の提出があったときは、次に該当する場合を除き、使用を許可するものとする。
 - (1) 協会けんぽの信用又は品位を傷つけ、またはそのおそれがある場合
 - (2) 公序良俗に反し、又は反する恐れのある場合
 - (3) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合
 - (4) その他神奈川支部が適当でないと認める場合
4. 使用を許可するロゴマーク等のデータを、磁気媒体等により届出宛に提供することとし、その場合の使用料は無料とする。
5. ロゴマーク等を使用許可する期間は、使用許可を受けた日から認定期限（5月31日）までとする。

なお、使用許可の期間満了後において、引き続き商標を使用する場合、申請した内容に変更が生じていないことを前提として、引き続き使用することができる。

ただし、内容に変更が生じた場合、必ず神奈川支部へ申請書を提出しなければならない。
6. 使用許可中または満了後、使用を中止する場合、提供した磁気媒体等は使用者の責任において速やかに廃棄するものとする。
7. ロゴマーク等の使用にあたっては、ロゴマーク等の品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) ロゴマーク等の形状及び色彩は、改変しないこと。
 - (2) 神奈川支部の同意なしにロゴマーク等を第三者に使用させないこと。

8. ロゴマーク等の使用にあたり、かながわ健康企業宣言ロゴマーク使用要領及び本マニュアルに違反し、又はその趣旨に違反すると認められるときは、神奈川支部は、ロゴマークの使用許可の取り消し又は使用の停止を求めることに加え、その他必要な措置をとることができるものとする。
9. ロゴマーク等に関する事務は、神奈川支部企画総務グループにおいて行う。
10. このマニュアルに定めるもののほか、ロゴマーク等の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

このマニュアルは、平成31年1月25日から施行する。